

工 事 特 別 仕 様 書

- 1
- 工 事 名
- 令和7年度 町単独 根折地区 道路舗装改良工7－1工区
- 2
- 工 事 場 所
- 大島郡和泊町 根折 地内
- 3
- 工 期
- 140日間

第 1 章 総則

令和7年度 町単独 根折地区 道路舗装改良工7－1工区の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)、「農業土木施工管理基準」(以下「施工管理基準」という)、「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第 2 章 工事内容

1 . 目的

この工事は、令和7年度 町単独 根折地区 道路舗装改良工7－1工区の事業計画の一環として、舗装構成を改良する工事である。

2 . 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。
主要工事内訳

工 種	規 格	数 量	備 考
道路舗装改良工		30.0m	
舗装版切断	小規模	10.0m	
舗装取壊・処分	4-7-15cm	30.0m	現況舗装
舗装復旧	5-10-10cm	30.0m	改良後

3 . 工事数量

本工事の数量は、設計図面及び参考資料による。
受注者は本工事数量に関して疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。

- (1)
- 本工事の工期は、主たる工種の標準工期としており、工事計画図書の作成に要する日数は付与しないものとする。
- (2)
- 受注者は、承諾された工事計画図書に基づき工事を施工する。
- (3)
- 受注者は工事完了後、施工承諾図書に基づき出来形図、出来形数量計算書等完成図等、必要な資料を監督職員へ提出し現場確認を受けるものとする。

4 . 電子納品

- (1)
- 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(令和7年3月)」(以下、「ガイドライン」という。)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
【鹿児島県ウェブサイト】
ホーム>事業者の方々>社会基盤>公共事業>技術管理・検査
>CALSE/EC>鹿児島県の電子納品について
- (2)
- ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で正本1部、副本1部の計2部を提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

第 3 章 施工条件

1 . 工程制限

この工事の施工については、所定の工期までに完成させ、翌年度の営農、一般交通の通行等に支障を来さないようにしなければならない。

2 . その他

受注者は、工事中に関係地元住民や官公署より交渉を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出て指示を受けなければならない。

第 4 章 現場条件

1 土質

この工事の施工場所の土質は、粘性土及びレキ質土と想定している。

2 関係機関等との連絡調整

和泊町耕地課、沖永良部土地改良区などをはじめ、関係機関と連絡を密にし円滑な工事实施に努めること。

3 地下埋設物

この工区において、地下に国営畑かんパイプライン(150mm)、県営畑かんパイプライン(100mm)が埋設されているため、パイプラインに影響がないよう、施工時は十分に配慮すること。

工事施工中において、その他、埋蔵文化財、水道管、ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

4 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

第三者(隣接建物等)への騒音・振動対策については、特に注意をはらい施工に当たっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画をたてること。

また、ブロック積や墓・宅地・構造物等に亀裂等が入らぬよう特に注意して施工するとともに毎日1回被害状況を調査すること。

資材等の運搬車両が宅地近辺の県道、町道等を通過する際においても騒音・振動対策に注意すること。

周辺住宅とは、日頃より工事工程等の連絡を行い、良好な対話を図っておくこと。

なお、施工が原因で既存構造物、河川、作物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(2) 土砂等の流出防止工

工事区域外への土砂等の流出防止のため仮沈砂施設等、防災施設を設け工事施工に伴う土砂等の流出防止に努めなければならない。

(3) 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。

通行人の安全確保は十分に行うこと。

(4) 第三者の指導

工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出で指示を受けなければならない。

(5) 既存の建造物

工事の施工にあたり他の建造物、立木等に影響があるときは、監督職員と立会いを行い入念な注意と防護をすること。万一これらに損傷を与えた場合は、受注者の責任をもって直ちに復旧又は補償しなければならない。

5 建設副産物

(1) 適正処理に係る確認方法は次のとおりとする。

1) マニフェスト情報を収録した磁気媒体(CSV形式)による確認

2) 受渡確認票による確認

(2) 工事完成書類に添付するマニフェストは、E票(写し)とする。

また、工事完了時点でE票が元請業者に返送されていない場合については、A票、B2票及びD票のうち元請け業者で保管する最新の票の写しを添付すること。

但し、この場合においても事後に元請け業者にE票が返送され次第、E票を提出すること。

(3) 「建設副産物の適性処理及び利用促進」(別紙—1)を参照すること。

第 5 章 仮設

1 工事用道路(維持管理)

近隣の県道、町道等を現場搬入道路として利用することとするが、一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

また、道路使用前に発注者及び道路管理者と現地確認を行い現状を把握した上で、写真等で記録する。

なお、補修が必要となった場合は、受注者の責任の有無等を踏まえ、設計変更に係る協議を行うことができるものとする。

第 6 章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、確保していない。用地については監督職員と協議して決定する。

2 現場事務所等の設置場所について

現場事務所等は工事箇所の近傍に設置することとし、設置場所について発注者と事前協議すること。

また、現場事務所等を撤去した後は、整地して返却することとし、返却前に所有者等の確認を受けた上で、発注者に報告すること。

第 7 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第 8 章 工事用材料

1 規格及び品質

各種材料の使用にあたっては、同等以上の品質を有するもので、カタログ、各種成績書により材料使用承認を受けるものとする。

また、原則として監督職員の材料検収を受けるものとする。

(1) 路盤材

工 種	材 料	修正CBR	備 考
下層路盤	再生碎石 RC-40	30以上	路盤厚80mm超に使用
上層路盤	粒調碎石30mm以下	80以上	路盤厚80mm以下に使用

(2) アスファルト混合物

1) アスファルト混合物の標準配合は、アスファルト舗装要綱による密粒度アスコンとする。

2) 標準設計密度は、車道部2.35t/m³とするが、変更することがある。

3) 骨材寸法は13mm以下とする。

2 材料保管

各種材料は、使用前に破損、変質の有無を検査し、破損品、変質品は使用してはならない。

また、材料は破損変質を来さないように所定の場所に保管しなければならない。

第 9 章 施工

1 一般事項

(1) 工事着手

耕作地を使用する場合には、地権者、耕作者に了承を得た後に行うこと。

(2) 水準点及び基準点

この工事の水準点及び基準点は、図面に示すKBM、トラバース点を使用することとする。

2 土工

(1) 掘削

1) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。法面の崩落により、ほかの施設に重大な影響が発生又はその恐れがある時は、速やかに監督職員と打ち合わせなければならない。

2) 切土の法面は、安定を確保しながら施工すること。

3) 掘削土は埋戻及び盛土に流用するものとする。但し、流用に不適当な場合は、搬入土等について、監督職員と協議するものとする。

4) 掘削中湧水があった場合は、その処理について監督職員と協議しその指示により施工を行うこと。

また、地下水位が高い場合も同様とする。

(2) 埋戻、盛土

1) 路肩及び構造物周辺の埋戻は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、振動コンパクタ90kg級、又はタンパ60～100kg級、あるいは振動ローラ(ハンドガイド式0.8～1.1t級)により、所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。

2) 盛土は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、振動ローラで所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。

- (3) 構造物の地盤
床掘、盛土面に直接既製品(U型溝・合流槽等)を布設する場合、特に据付部は振動コンパクタ90kg級、又はタンパ60～100kg級等での締固めを十分行い、既製品が沈下しないよう施工するものとする。
また、軟弱な地盤が露出した場合は、監督職員と協議を行いその指示によること。
なお、既製品の側面部も同様に締固めを十分に行い、埋戻土や盛土が沈下しないよう施工するものとする。
 - (4) 建設発生土
建設発生土は、(別紙ー1)に基づき適正に処理しなければならない。
また、仮置等をする場合は、降雨等により外部へ流出したり、災害の発生がないように十分留意し、管理しなければならない。
- 3 . 舗装工
- (1) アスファルト舗装工
 - 1) 表層工の施工にあたっては、プライムコート(アスファルト乳剤PK-3)1～2 $\frac{\text{リットル}}{\text{m}^2}$ 程度を路盤面に均一に散布し、密着をはからなければならない。
- 4 . 道路復旧工
- 道路及び法面の復旧は、工事開始前の状態に復旧すること。
また、道路舗装復旧等は、沈下しないよう十分に転圧し復旧することとし、沈下等があった場合は、受注者の責任で処理すること。
 - (1) その他工事施工上必要な用地については、関係者並びに監督職員と復旧工法について十分打合せの上、後々、問題の生じないよう適切に復旧しなければならない。

第 10 章 施工管理

1 . 施工管理の基準

- (1) 施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は、監督職員と協議すること。
- (2) 施工管理基準の変更及び除外項目は、協議による。
- (3) 施工管理における規格値は、施工管理基準の管理基準値(参考)を満たす値、もしくは別途定めた社内規格値を採用するものとする。ただし、社内規格値については、施工管理基準の管理基準値を満たす値とする。

第 11 章 土砂流出防止対策

1 . 調査

施工計画書を作成するのに先立ち実施するものとする。
現場内を把握するため設計図書を持参し、工事対象区域内の湧水箇所、排水状況、土地利用状況、農地保全施設、土砂流出防止施設、動植物の生態系、気象及び被害状況等を調査し土砂流出防止対策を検討するものとする。
また、取り付け道路、施工区域外部の排水路の流末処理状況、緊急時に影響が及ぶ可能性のある一帯の民家等重要な諸施設の調査を行い、土砂流出防止対策工法を検討する。

2 . 施工計画書の作成

正確、安全な計画を立てることはもとより、現地調査等により検討した土砂流出防止対策工法(発生源対策、流出防止対策、自然環境保護対策等)を加味した施工計画書を速やかに作成し、提出しなければならない。

3 . 土砂流出パトロール

降雨時には現場内の法崩れ、その他河川(海)への流出の恐れのある箇所などを事前にパトロールし、危険箇所や流出があった場合、応急的な措置をとると共に、その結果を監督職員に報告し日誌に管理するものとする。

4 . その他

上記事項に留意し、地区内からの土砂流出は完全に防ぐ心構えで工事施工すること。

- 第 12 章 条件変更の補足説明
この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。
- ・ 第2章の2、3の工事概要及び工事数量に変更があった場合
 - ・ 掘削にともない、第4章の1の土質に相違があった場合
 - ・ 転石や岩盤等の出現
 - ・ 地下水位が高い場合、あるいは湧水がある場合
 - ・ 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現
 - ・ 排出ガス区分
- 第 13 章 安全管理
- 1 . 工事施工の安全を期するため、共通仕様書第1章第1節1-1-42「諸法令、諸法規の遵守」の法律、規則等を守らなければならない。
- 2 . 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。
- 3 . 工事現場を標示する工事板(工事予告版、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等)は、規定の本数を規定の位置に設置すること。
また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケード等を設置して、事故防止に努めなければならない。
- 4 . 本工事は、交通誘導員の配置を予定していない。但し、地元警察からの指導等により発注者が必要と判断した場合は、設計変更の対象とする。
- 5 . 工事施工のための安全対策は、(別紙—2)による。
- 第 14 章 定めなき事項
この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。
- 第 15 章 その他
- 1 . 前払金及び部分払、中間前払
和泊町会計規則第41条の2の規定により、契約金額が300万円未満の場合、前金払いは認めないものとする。
- 2 . 検査
- (1) 工事は、関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。
- (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。
- (3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。
- (4) 検査ヶ所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。
- (5) 中間検査は、原則として概ね進捗50%時点又は、不可視部分の施工が終了した時点を目途に行うので、時期及び検査内容について監督職員と協議すること。
- 3 . 提出書類
- (1) 工事工程管理に基づき、月末の工事進捗見込みを当月25日までに報告するものとする。
- (2) 共通仕様書に基づく施工計画書は、契約締結後速やかに提出しなければならない。
- (3) 必要に応じて工事着手までに、該当する市町村の土砂流出防止対策要綱に基づき定められた様式により「工事着手届出」を提出する。
- 4 . 受注者に対する措置請求
安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

- 5 . 構造物等の充分確認
施工者は、構造物の設計図面等が現地に適合しているか、安全上問題ないか、維持管理上問題ないか等を常に考え確認しながら施工を進め、構造の変更が必要な場合は、必ず監督職員の指示を得てから施工すること。
なお、施工者の確認不足により施工し支障が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。
- 6 . 施工計画書作成の留意点
施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。
- 7 . 個人情報の取り扱い
個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項(別紙-3)を遵守しなければならない。

- 第 1 条 総則
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「再生資源の利用の促進に関する法律」並びに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の施行を受け、公共工事再資源の活用が求められることから、「鹿児島県農業農村整備事業における再資源活用に関する実施要領」及びその運用などに基づき、本工事にあたっては、以下の各条項に示す事項を厳守すること。
- 第 2 条 指定副産物の搬出
- 建設工事の施工位置より発生する建設廃材(コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊)及び建設発生木材は、最寄りの再資源化施設に搬出すること。
- また、建設発生木材については、市町村の焼却施設、民間の焼却施設に搬出することとする。搬出後は、マニフェストのコピーを完成書類に含めて提出すること。
- なお、建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。
- 第 3 条 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画
- 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて提出すること。
- また、その実施状況の記録を完成書類に含めて提出すること。
- 第 4 条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等(建設リサイクル法対象工事の場合)
- 500万円以上の建設工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。
- また、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。
- ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 分別解体等の方法

(1) 安全標識

- 1) 立入り禁止の標識
- 2) 制限速度及び注意の標識
- 3) 工事予告の標識
- 4) その他上記に準ずるもので掲示板, 看板, 立札, 安全塔, 各種標識, 掲揚塔, 保安塔, 回転灯

2 安全施設

(1) 工事現場の囲い, 手すり, 地すり(幅木)

- 1) 工事現場周辺の囲い, 有刺鉄線, ロープ等
- 2) 墜落の危険のある作業場所での手すり, 地すり, 安全ロープ等
- 3) 落下物に対する簡単な金網, 板等の防護施設

(2) 高圧機器の感電防止柵等

- 1) 地上に設置する変圧及び, 高圧負荷の機器の防護策等
- 2) 簡易クレーン等が道路又は, 道路上を横断する場合, 落下物に対する簡単な防護施設

(3) 警報装置等

- 1) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機, カーブミラー等)
- 2) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘, サイレン等)
- 3) その他(トランシーバー, 保安燈の電池, 赤旗等)

(4) 交通安全施設等

バリケード, セーフティコーン, 進入防止柵, 歩道柵, 放送施設, その他警報施設, 遮断機等

(5) その他上記に準ずる危険防止施設

3 監視員等の配備

(1) 監視員

- 1) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- 2) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- 3) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- 4) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- 1) 土砂場, 崖縁, 見通し困難な場所, 工事用道路と一般道路との交差する箇所, 土石等の崩壊, 落下の恐れのある箇所, 又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全上必要な箇所での誘導
- 2) 一般公道上で作業する場合の誘導
- 3) その他上記に準ずるもの

(3) 見張り

- 1) 倒壊及びコンクリート塊, 鉄片等の飛散, 落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
- 2) 見通しの悪いところの見張り
- 3) その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

- 1) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- 2) 点火(発破作業)の合図, 退避の合図(旗振り)のため
- 3) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- 4) その他上記に準ずるもの

(5) 安全用品

保安帽, 命綱, 防じんマスク, 防毒マスク, 耳栓, 信号灯, 発煙筒等

第 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に, 本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し, 監督職員に提出するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による工事の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行なわなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 受注者は、この工事に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

- 第3 受注者は、この契約による工事を行うために個人情報を保有するときは、その工事の目的を明確にするとともに、工事の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。
- 2 受注者は、この契約による工事を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、工事の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

- 第4 受注者は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による工事に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第6 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この工事による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(下請工事の禁止)

- 第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う工事を第三者に請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

- 第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、工事完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

- 第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(実地調査)

- 第10 発注者は、受注者がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

- 第11 発注者は、受注者がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

- 第12 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。